資料１

泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業

実施方針（案）

令和７年３月時点

泉佐野市田尻町清掃施設組合

目次

第１章　用語の定義 1
第２章　事業内容に関する事項 3
　１．事業名称 3
　２．本事業の対象となる公共施設等の種類 3
　３．公共施設等の管理者 3
　４．事業の目的 3
　５．本施設の概要 4
　６．事業方式 4
　７．契約の形態 4
　８．事業期間 4
　９．契約期間終了後の措置 4
　10．本事業の対象となる業務範囲 5
　11．事業者の収入について 6
　12．本組合が適用を予定している交付金等について 6
　13．関係法令等の遵守 6
　14．事業スケジュール（予定） 7
第３章　募集及び選定に関する事項 7
　１．事業者の募集及び選定方法 7
　２．募集及び選定の手順 7
　３．参加資格要件 8
　４．応募者の審査及び落札者の選定 11
　５．落札者決定後の手続き 11
第４章　事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 12
　１．想定されるサービスの水準・仕様 12
　２．想定されるリスク分担 12
　３．本組合による事業の実施状況の監視 12
第５章　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 13
　１．敷地面積及び配置 13
　２．土地利用規制 13
第６章　事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 13
　１．係争事由に係る基本的な考え方 13
　２．管轄裁判所 13
第７章　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 13
　１．事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合 13
　２．本組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合 13
　３．当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合 14
　４．その他 14

第８章　法制上及び税法上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 14
第９章　その他特定事業の実施に関し必要な事項 14
　１．議会の議決 14
　２．情報提供 14
　３．応募に伴う費用負担 14
　４．本実施方針に関する担当部署 14
添付資料１　事業スキーム図（例） 15
添付資料２　リスク分担（案） 16
添付資料３　事業実施区域 19

第１章　用語の定義

泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業実施方針（以下「本実施方針」という。）で用いる用語を以下のとおり定義する。

用語	定義
本組合	泉佐野市田尻町清掃施設組合をいう。
本事業	泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
特定事業の選定	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第７条に規定されている事項。本事業においてはＰＦＩ事業に準じたＤＢＯ方式を採用することから、これにより実施することが適切であると公共施設等の管理者等が認める事業を選定することをいう。
エネルギー回収推進施設	本組合を構成する市町から発生する可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、マテリアルリサイクル推進施設からの残渣及びし尿処理施設からのし渣等を処理するとともに、処理に伴い発生するエネルギーを回収し発電等を行う施設をいう。現行の循環型社会形成推進交付金制度における「エネルギー回収型廃棄物処理施設」として整備を行うものである。
マテリアルリサイクル推進施設	本組合を構成する市町から発生する粗大ごみ等を破砕・選別・保管する施設をいう。現行の循環型社会形成推進交付金制度における「マテリアルリサイクル推進施設」として整備を行うものである。
本施設	エネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設を総称していう。
ストーカ式焼却炉	エネルギー回収推進施設の処理方式で、ごみを可動する火格子で移動させながら、火格子下部から空気を送入し、燃焼させる方式をいう。
プラント	本施設のうち、焼却処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備等）を総称していう。
建築物等	本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
ＤＢＯ方式	Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる民間事業手法をいう。
ＳＰＣ	選定された入札参加者の構成企業が本事業の運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社（Special-Purpose-Company）をいう。
事業者	本組合の本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。
建設事業者	事業者のうち本施設の設計・建設を行う者をいう。
運営事業者	事業者のうち本施設の運営・維持管理を行う者をいう。
応募者	本事業の入札手続きに参加する企業又は企業グループをいう。
代表企業	入札手続きにおいて応募者の代表を務める企業をいう。
構成企業	応募者を構成するすべての企業をいう。
落札者	応募者の中から本事業を実施する者として、本組合が選定する者をい

	う。
特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の総称をいう。
事業実施区域	本事業を実施する区域をいう。
入札説明書	本事業の入札公告に際して公表する入札説明書をいう。
入札説明書等	本事業の入札公告に際して公表する入札説明書、要求水準書、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営・維持管理業務委託契約書（案）、落札者選定基準書等の書類をいう。
基本協定	事業者の選定後、本事業開始のための準備行為等に関する基本的事項等について、本組合と落札者の間で締結される協定をいう。
基本契約	事業者の選定後、本事業を発注するための基本的事項について、本組合と落札者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、本組合と建設事業者が締結する契約をいう。
運営・維持管理業務委託契約	本事業の運営の実施のために、基本契約に基づき、本組合と運営事業者が締結する契約をいう。
建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
運営業務	本事業のうち運営・維持管理に係る業務をいう。
要求水準書	事業者に対し要求する最低限の業務の範囲、実施条件、業務内容等の水準を示したものをいう。
要求水準	要求水準書等に規定される、本施設が備えるべき性能及び機能等をいう。
特定事業	ＰＦＩ等事業で実施する事業をいう。
廃掃法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をいう。

第２章　事業内容に関する事項

１．事業名称

泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業

２．本事業の対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）第８条第１項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。以下同じ。）

３．公共施設等の管理者

泉佐野市田尻町清掃施設組合　管理者　千代松　大耕

４．事業の目的

本組合では、泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所において、泉佐野市及び田尻町で発生する一般廃棄物の中間処理を行っており、また、熊取町では、熊取町環境センターにおいて熊取町で発生する一般廃棄物の中間処理を行っている。

本組合の焼却施設は稼働開始から既に約 40 年、熊取町の焼却施設においても稼働開始から既に約 35 年経過し、いずれも補修・改良工事を行っているものの、老朽化・陳腐化が進んでおり、施設の更新が急務となっている。

このような状況のもと、本事業は、泉佐野市、田尻町及び熊取町（以下「１市２町」という。）において発生する一般廃棄物の継続した適正処理の確保のため、新たに新ごみ処理施設を整備するものである。

本事業は、本施設の整備及び運営の業務を民間事業者に一括かつ長期的に委ねることにより、事業者が有するノウハウと創意工夫が効果的に発揮され、ごみ処理事業が有するべき公共サービスを高い水準で発揮・維持しつつ、財政負担が低減されることを目的とし、適切な事業実施により施設整備に係る基本方針の具現化を図るものである。

また、本施設の整備にあたっては、高性能、最新のエネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設とすることはもちろん、建設地の立地条件、環境の調和、公害の防止、安全性及び機能性を考慮し、かつ、維持管理の容易な施設とするとともに、焼却により発生する熱の有効活用（発電）等を図るものである。

5．本施設の概要

本施設の概要を以下に示す。

名　　称	泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設
事業予定地	泉佐野市上之郷地内
事業実施区域面積	敷地面積：約 55，301 ㎡
工　場　棟	1．エネルギー回収推進施設 （1）処理方式：燃焼ストーカ方式 （2）施設規模：210ｔ／日（105ｔ／日×２炉　1日あたり 24 時間） 2．マテリアルリサイクル推進施設 （1）施設規模：24ｔ／日（1日あたり５時間）
関連施設等	計量棟、ストックヤード棟、余熱利用設備、駐車場、構内通路、植栽、門扉等

6．事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「ＰＦＩ法」という。）に準じて実施する事業であり、ＤＢＯ方式により実施し、運営期間は２０年とする。

事業者がＳＰＣを設立する場合は、ＳＰＣを運営管理事業者として、本組合の所有となる本施設の本業務に係る一切を一括して行うものとする。

7．契約の形態

（1）本組合は、落札者の決定後、本組合及び事業者双方の義務や協力すべき内容を規定した、基本協定を落札者と締結する。

（2）本組合は、事業者に本施設の建設業務及び運営業務を一括で発注するため、基本協定に基づき本事業に係る基本契約を締結する。

（3）本組合は、基本契約に基づき、建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。建設事業者は、「第３章３．参加資格要件」に示す各要件を満たす企業又はそれらの企業により構成された特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）とする。

（4）本組合は、基本契約に基づき、運営事業者と本事業に係る運営・維持管理業務委託契約を締結する。

（5）特定事業契約の締結主体を本実施方針「添付資料１　事業スキーム図（例）」に示す。

8．事業期間

事業期間は次のとおりとする。

（1）設計・建設期間：事業契約締結日から令和 14（2032）年３月 31 日まで

（2）運営・維持管理期間：令和 14（2032）年４月１日から令和 34（2052）年３月 31 日まで

9．契約期間終了後の措置

本事業では、供用開始後 40 年以上の使用を前提として建設業務及び運営業務を行うこととする。

本組合及び事業者は、本施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後 15 年目（令和 28 年４月以降）から協議を開始する。

10. 本事業の対象となる業務範囲

事業者が行う本事業の業務範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については、要求水準書に示すとおりとする。

（１）事業者が行う業務

ア．本施設の設計に関する業務

（ア）本施設の設計

（イ）本組合が提示する調査結果以外に必要となる事前調査

（ウ）本組合の交付金等申請支援

（エ）本組合のその他許認可申請支援

（オ）本施設の設計のセルフモニタリング

イ．本施設の建設に関する業務

（ア）本施設の建設

（イ）建設工事に係る許認可申請支援等

（ウ）本組合の交付金等申請支援

（エ）周辺住民等対応業務

（オ）本施設の建設のセルフモニタリング

ウ．本施設の運営に関する業務

（ア）搬入管理業務

（イ）運転管理業務

（ウ）維持管理業務

（エ）情報管理業務

（オ）環境管理業務

（カ）余熱利用業務（売電業務　但し売電収入は組合）

（キ）残渣処理業務（焼却残渣の貯留及び（積込み業務）

（ク）再資源化業務（資源ごみ分別・保管・貯留及び積込み業務）

（ケ）その他施設管理上必要な業務（清掃・植栽管理・警備・見学者等対応業務等）

（コ）運営のセルフモニタリング

（サ）その他これらに付帯する業務

（２）本組合が行う業務

ア．本施設の設計に関する業務

（ア）用地の確保

（イ）住民対応業務

（ウ）本施設の交付金等申請手続

（エ）本施設のその他許認可申請手続

（オ）本施設の設計モニタリング

（カ）その他これらを実施する上で必要な業務

イ．本施設の建設に関する業務

（ア）住民対応業務
（イ）本施設の交付金等申請手続
（ウ）本施設の建設モニタリング
（エ）その他これらを実施する上で必要な業務

ウ．本施設の運営に関する業務
（ア）住民対応業務
（イ）運営モニタリング
（ウ）残渣運搬・資源化又は最終処分業務
（エ）資源物の資源化に関する契約業務
（オ）施設見学者等対応支援
（カ）その他これらを実施する上で必要な業務

（３）１市２町が行う業務

ア．本施設の運営に関する業務
（ア）施設への一般廃棄物の搬入
（イ）容器包装プラスチックの搬入・運搬・再資源化業務（田尻町を除く。）

11．事業者の収入について

本事業における事業者の収入については次のとおりとし、詳細については入札説明書等において示す。

（１）本施設の建設業務に係る対価

本組合は、本施設の建設業務の対価として、建設業務費を建設事業者に支払う。

（２）本施設の運営業務に係る対価

本組合は、本施設の運営業務の対価として、運営業務費を運営事業者に支払う。

また、資源物の売却収入については本組合へ帰属するが、運営事業者に対して一部インセンティブを付与する予定である。（インセンティブ検討中）

12．本組合が適用を予定している交付金等について

本組合は、本事業の実施に関して、循環型社会形成推進交付金の適用を予定している。

交付金及び補助金の申請等の手続については、本組合において行うが、事業者は申請の手続に必要な書類の作成等について本組合を支援するものとする。

13．関係法令等の遵守

本組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃掃法をはじめとする必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

14. 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールの予定を以下に示す。

落札者の決定	令和８年 12 月上旬
基本協定の締結	令和８年 12 月下旬
特定事業契約仮契約の締結	令和９年１月下旬
契約議案の本組合議会議決（本契約）	令和９年３月下旬
本施設の設計・建設	事業契約締結日から令和 14 年３月 31 日まで
本施設の運営	令和 14 年４月１日から令和 34 年３月 31 日まで

第３章　募集及び選定に関する事項

１．事業者の募集及び選定方法

本事業では、応募者が、本事業の入札公告に際して配布する入札説明書等に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点等から本組合の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を選定する。なお、落札者の選定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価一般競争入札方式により行うことを予定している。

２．募集及び選定の手順

（１）募集及び選定スケジュール

募集及び選定スケジュールを以下に示す。

日　程	項　目
令和８年１月 12 日	実施方針の公表
令和８年１月 12 日から 令和８年１月 23 日まで	実施方針に関する質問・意見の受付
令和８年２月 10 日	実施方針に関する質問回答
令和８年３月２日	特定事業の選定・公表
令和８年４月１日	入札公告及び入札説明書等の公表
令和８年４月中旬	入札説明書等に関する質問（第１回目）の受付
令和８年５月中旬	入札説明書等に関する質問回答（第１回目）の公表
令和８年５月下旬	入札参加表明書及び参加資格審査申請書の受付
令和８年６月上旬	入札参加資格審査結果の通知
令和８年６月下旬	入札説明書等に関する質問（第２回目）の受付
令和８年７月下旬	入札説明書等に関する質問回答（第２回目）の公表
令和８年８月下旬	事業提案書の受付
令和８年９月中旬	ヒアリング
令和８年 10 月中旬	入札書の受付
令和８年 10 月下旬	プレゼンテーションの実施
令和８年 11 月	事業提案審査、開札、落札者の決定及び公表

（２）実施方針に関する質問・意見の受付

実施方針についての質問・意見は以下の受付を行う。また、質問・意見書を提出した者に対して個別にヒアリングを行う場合があり、その場合日時・場所等は個別に通知する。

ア．実施方針に関する質問・意見の受付

実施方針公表日から令和８年１月 23 日午後５時までとする。

イ．提出方法

実施方針と同時に本組合ホームページに公表する別添様式に記入の上、そのファイルを E-mail に添付し送付する。

（ア）送付先

泉佐野市田尻町清掃施設組合（メールアドレス　sanotajiri@rinku.zaq.ne.jp）

（イ）タイトル

「【提出者名】－泉佐野市田尻町清掃施設組合整備・運営事業実施方針等に関する質問意見書」

（ウ）到達の確認方法

質問・意見書を提出した者に対して、本組合が到達確認メールを返信する。

ウ．回答方法

実施方針に関する質問への回答は、令和８年２月 10 日に本組合のホームページにて公 表する。ただし、提出者名は公表しない。

（３）入札公告（入札説明書等の公表）

本組合は、実施方針に関する質問・意見を踏まえ、令和８年４月１日に入札公告を行う予定とする。併せて入札説明書、要求水準書、落札者選定基準書等を公表する。

３．参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

建設業務及び運営業務の実施に当たっては、次に示す応募者の構成としたうえで、１市２町内の住民を対象とした雇用に配慮するとともに、１市２町内に本店がある事業者を積極的に活用すること。

（１）応募者の構成等

ア．応募者は、「（２）応募者の参加資格要件」を満たす建設業務及び運営業務を実施する者で構成する。

イ．応募者の中から「（２）ウ．本施設のプラントの建設業務を行う者の要件」を全て満たす１者を代表企業として定めるとともに、当該代表企業が応募手続きを行うこととする。

ウ．構成企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合はこの限りではない。

エ．構成企業は、他の応募者の構成企業となることはできない。

（２）応募者の参加資格要件

ア．共通の参加資格要件

構成企業は、次の資格要件を全て満たす企業であること。

（ア）入札参加資格審査申請書を提出する時点において、１市２町いずれかの入札参加資格登

録業者名簿に登録されている者であること。

（イ）入札参加資格審査申請書を提出する時点において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後に、本組合が別に定める手続きに基づく競争入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）、その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

（ウ）入札参加資格審査申請書を提出する時点において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（エ）入札参加資格審査申請書を提出する時点において、１市２町いずれかの入札参加資格停止期間でないこと。

（オ）役員（役員として登記又は届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力的組織（計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い又は行う恐れがある組織）又はその構成員等と密接な交際を有し又は社会的に非難される関係を有していると認められる者でないこと。

（カ）入札参加資格審査申請書を提出する時点において、当該入札に参加しようとする他の応募者（応募者が企業グループの場合は、構成企業全て）との間に、次のいずれかに該当する関係がない者であること。

① 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第４号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第２条第３号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）。

② 親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係。

③ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係。

④ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第 67 条第１項又は民事再生法第 64 条第２項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係。

（キ）本組合が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係がない者であること。

・泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業に係る発注者支援業務受託者

株式会社〇〇〇〇

（ク）本組合が設置する泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会の委員と資本面及び人事面において関連がない者であること。

イ．本施設の設計業務を行う者の要件

応募者のうち、本施設の設計業務を行う者は、次の要件を全て満たす企業であること。

（ア）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所登録の

登録を行っていること。

（イ）ボイラー・タービン式発電設備を設置した廃棄物処理施設の建築物の設計を一括して実施した実績（元請から直接請け負った場合も可とする。）を有すること。

ウ．本施設のプラントの建設業務を行う者の要件

応募者のうち、本施設のプラントの建設業務を行う者は、次の要件を全て満たす企業であること。

（ア）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条第１項に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,300 点以上であること。

（イ）以下に示す要件をすべて満たす廃掃法施行令第５条に規定する一般廃棄物処理施設の建設業務を地方公共団体（一部事務組合を含む。）から元請（単独又は JV）で受注した実績（竣工したものに限る。）を有すること。

ⅰ　ボイラー・タービン式発電設備を有する施設

ⅱ　施設規模が、１炉あたり 100ｔ／日以上２炉構成以上である施設

ⅲ　連続運転式一般廃棄物焼却施設

（ウ）建設業法第 26 条第２項における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、廃掃法施行令第５条に規定する一般廃棄物処理施設を地方公共団体（一部事務組合を含む。）から元請（単独又は JV）で受注した施設の建設に監理技術者として従事した経験を有する者を本工事の管理技術者として専任で配置できること。

エ．本施設の建築物等の建設業務を行う者の要件

応募者のうち、本施設の建築物等の建設業務を行う者は、単独又は複数の企業で構成するものとし、このうち少なくとも１者は次の要件を全て満たすこと。なお、JV を構成する場合は、次の要件を全て満たす者のうち、（ア）の総合評定値が最も高い者を JV の代表構成員とすること。

（ア）建築業法第３条第１項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,300 点以上であること。

（イ）本施設の建築物等の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。

オ．本施設の運営を行う者の要件

応募者のうち、本施設の運営業務を行う者は、次の要件を全て満たす企業であること。

（ア）以下に示す要件をすべて満たす廃掃法施行令第５条に規定する一般廃棄物処理施設の運営業務を地方公共団体（一部事務組合を含む。）から元請（特別目的会社から直接受託したものを含む。）で受注し、１年以上の実績を１件以上有すること。

①　ボイラー・タービン式発電設備を有する施設

②　施設規模が、１炉あたり 100ｔ／日以上２炉構成以上である施設

③　連続運転式一般廃棄物焼却施設

（イ）廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、連続運転式一般廃棄物焼却施設（１年以上の稼働及び１系列あたり 90 日以上の連続運転実績を有する施設に限る。）の現場総責任者（施設の円滑な運転管理及び維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として

試運転開始までに配置し、運営開始後１年間以上は提案時の技術者を継続して配置することができること。

（ウ）本施設の運営にあたり、事業者の責務を達成するために（ア）に示した要件を満たす施設において、ボイラー・タービン主任技術者又は電気主任技術者として１年以上の経験を有する技術者を本施設に必要なボイラー・タービン主任技術者又は電気主任技術者として試運転開始までに配置し、運営開始後１年間以上は提案時の技術者を継続して配置することができること。

（エ）その他必要な有資格者を配置できること。

（３）参加資格の確認

ア．入札参加資格確認基準日は入札参加資格審査申請書受付期限日とする。

イ．落札者選定日までの間に応募者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本組合は当該応募者を落札者選定のための審査対象から除外する。

ただし、当該参加資格要件を欠いた者が代表企業以外の企業で、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。

ウ．落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本組合は当該落札者の落札者決定を取り消す。

ただし、当該参加資格要件を欠いた者が代表企業以外の企業で、特段の事業があると本組合が認めた場合は、この限りではない。

なお、本組合は、落札者の決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

４．応募者の審査及び落札者の選定

（１）審査機関

本組合は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、本組合が設置した事業者選定委員会において審査を実施する。

（２）参加資格審査

参加資格審査に当たっては、入札参加表明時に提出する参加資格申請書について審査を行い、参加資格要件を確認する。

（３）事業提案審査

事業提案審査にあたっては、あらかじめ設定した審査事項に従って、審査機関において事業提案書類（入札書含む）の審査を総合評価の方法により行い、落札者を選定する。

（４）審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する落札者選定基準書に示すとおりとする。

（５）審査結果

審査の結果については、各応募者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を本組合ホームページに掲載する。

５．落札者決定後の手続き

（１）基本協定の締結

本組合と落札者は落札者決定後速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務、特別目的会

社の設立等について規定した基本協定を締結する。

（２）特別目的会社の設立（特別目的会社を設置する場合）

落札者決定後、落札者は特別目的会社を速やかに設立しなければならない。

なお、特別目的会社は次の要件をすべて満たさなければならない。

ア．特別目的会社の本社は、１市２町内に所在すること。

イ．応募者のうち、代表企業及び本施設の運営を行う者は特別目的会社に出資を行うこと。

なお、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。

ウ．特別目的会社の定款において、会社法第 326 条第２項に従い監査役及び会計監査法人の設置を定め、会計監査法人の監査を受けた財務書類を本組合に提出すること。

エ．特別目的会社の株主は、本組合の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

（３）契約内容に関する協議

本組合と落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。

第４章　事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

１．想定されるサービスの水準・仕様

事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の入札説明書等に示す本施設等の機能（性能要件）が十分に発揮されるよう、建設業務及び運営業務を行うものとする。

２．想定されるリスク分担

（１）基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。建設業務及び運営業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、本組合が分担するべき合理的な理由があるリスクについては、本組合がリスクを負うこととする。

（２）想定されるリスクの分担

本組合と事業者のリスク分担は、原則として「添付資料２　リスク分担（案）」によるものとする。なお、その詳細については、入札説明書等において示す。

３．本組合による事業の実施状況の監視

本組合は、事業者が実施する本施設の設計・建設及び運営段階におけるすべての業務について、監視を行う。監視の方法、内容等については、入札説明書等に定める。

また、事業者の提供する施設の建設業務及び運営業務に係るサービスが十分に達せられない場合、本組合は、事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

第５章　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

１．敷地面積及び配置

（１）事業実施区域　約 55,301 ㎡（「添付資料３　事業実施区域」参照）

２．土地利用規制

（１）都市計画区域：市街化調整区域
（２）用　途　地　域：指定なし（泉佐野丘陵緑地地区地区計画による）
（３）都市計画決定：ごみ焼却場として都市計画決定予定
（４）防　火　地　域：指定なし
（５）高　さ　制　限：指定なし
（６）日　影　規　制：指定なし
（７）建　ぺ　い　率：60%
（８）容　　積　　率：200%
（９）その他該当法令：泉佐野市都市景観条例等

第６章　事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

１．係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本組合と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

２．管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第７章　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

１．事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

（１）事業者が実施する本事業の業務内容について、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本組合は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかったときは、本組合は特定事業契約を解除することができる。
（２）事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本組合は、特定事業契約を解除することができる。
（３）前２号の規定により本組合が特定事業契約を解除した場合、事業者は、本組合に生じた損害を賠償しなければならない。

２．本組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

（１）本組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができる。

（２）前項の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、本組合は事業者に生じた損害を賠償する。

３．当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力、その他本組合又は事業者の責めに帰すべきことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本組合及び事業者は事業の継続の可否について協議する。

（１）設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、本組合は相手方に、書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運営・維持管理業務委託契約についても解除することができる。

（２）運営期間においては、本組合及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面をもってその旨を通知することにより、運営・維持管理業務委託契約を解除することができる。

（３）前（１）又は（２）により、建設工事請負契約又は運営・維持管理業務委託契約のいずれかが解除された場合に、本組合は相手方に事前に書面をもってその旨を通知することにより、基本契約を解除することができる。

４．その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細については、事業契約に定める。

第８章　法制上及び税法上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に規定する法制上及び税制上の優遇措置等並びに財政上及び金融上の支援等はない。

第９章　その他特定事業の実施に関し必要な事項

１．議会の議決

本組合は、建設工事請負契約の締結にあたっては、予め議会の議決を経るものとする。

２．情報提供

情報提供は、適宜、本組合ホームページにおいて行う。

３．応募に伴う費用負担

応募に伴う費用については、すべて応募者の負担とする。

４．本実施方針に関する担当部署

泉佐野市田尻町清掃施設組合

〒598-0000　大阪府泉佐野市 6780 番地

E-mail　sanotajiri@rinku.zaq.ne.jp

添付資料Ⅰ　事業スキーム図（例）

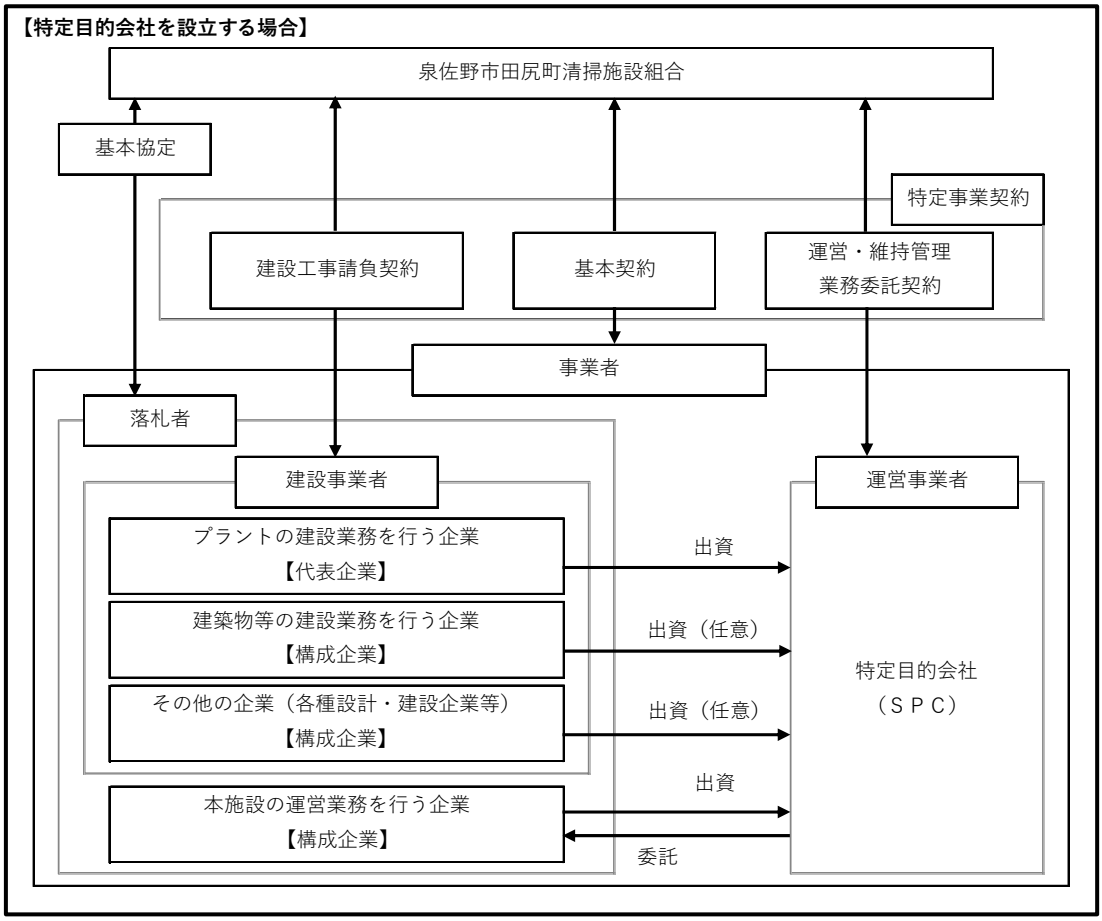

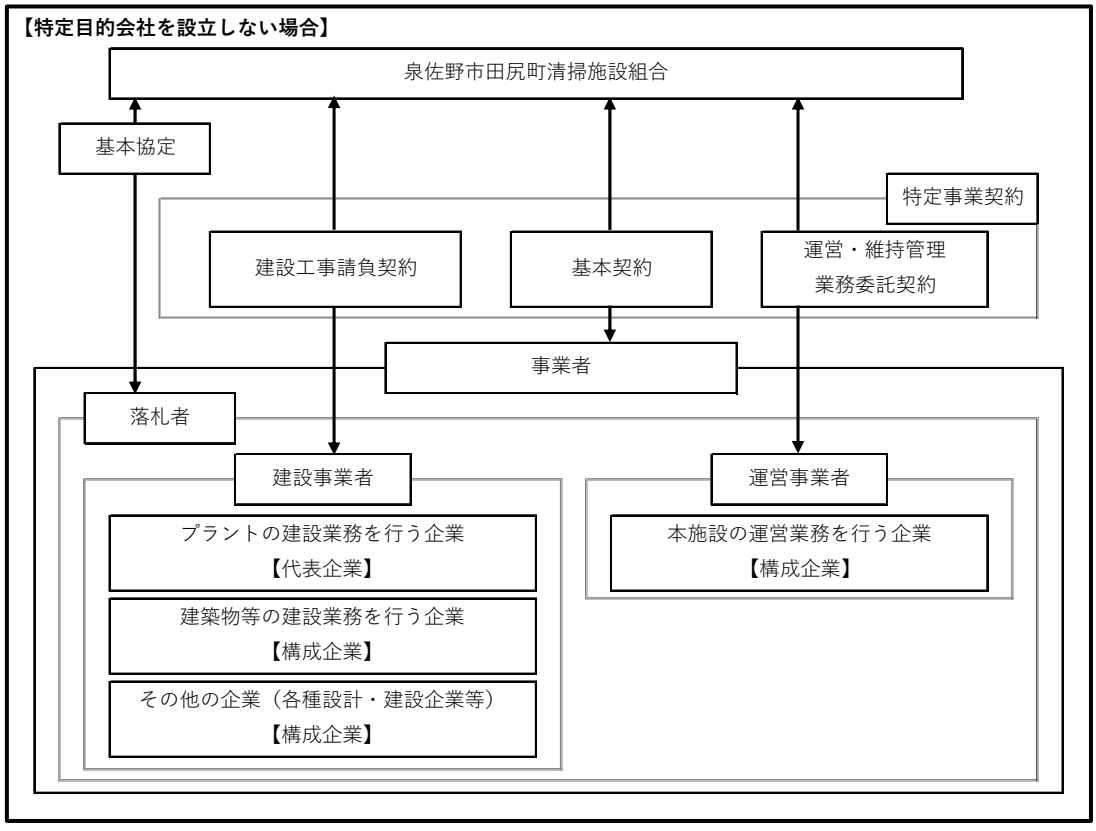

添付資料２　リスク分担（案）

リスクの種類			リスクの内容	負担者	
				組合	事業者
共通	入札図書リスク		入札説明書、要求水準書の誤記、提示漏れにより組合の要望事項が達成されない等	○	
	応募費用リスク		応募費用に関するもの		○
	契約締結リスク		議会を含む組合の事由により契約が結べない、遅延等	○	
			事業者の事由により契約が結べない、遅延等		○
	用地確保リスク		事業用地の確保に関するもの	○	
	制度関連	法令等変更リスク	本事業に直接関係する法令等	○	
			上記以外の法令の変更等		○
		税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
			上記以外の税制度の変更等	○	
		許認可リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
			組合が実施する許認可取得の遅延に関するもの※1	○	△
		交付金リスク	事業者の理由により予定していた交付金額が交付されない又は交付遅延等		○
			上記以外のもの	○	
	社会	近隣対応リスク	本施設の設置そのものについての周辺住民等の反対運動、訴訟・要望に関するもの	○	
			上記以外のもの（事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの等）		○
		第三者賠償リスク	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化等維持管理の不備による事故等により第三者に及ぼす損害		○
			上記以外のもの	○	
		環境保全リスク	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等による周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合等		○
	物価変動リスク		施設の供用開始前のインフレ・デフレ※2	△	○
			施設の供用開始後のインフレ・デフレ※2	○	△
	事業の遅延・中止に関するリスク		組合の事由による事業の遅延、中止	○	
			事業者の事由による事業の遅延、中止		○
	不可抗力リスク		引渡前に起きた天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等※3	○	△
			引渡後に起きた天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等※3	○	△

設計段階	設計変更リスク	組合の指示（事業者の責によるものに起因する指示を除く。以下、この表において同じ。）、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画、遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	組合が実施した測量、地質調査の不備に伴う計画・仕様変更による費用の増大に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査の不備に伴う計画・仕様変更による費用の増大に関するもの		○
	建設着工遅延リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	
		上記以外の要因に起因するもの		○
建設段階	工事費増大リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○
	工事遅延リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料、他関連工事に関して生じた損害		○
	性能リスク	要求水準の不適合（施工不良を含む。）		○
維持管理運営段階	ごみ質の変動リスク	搬入されるごみ質の変動によるコスト負担の変動※4	○	△
	ごみ量の変動リスク	搬入されるごみ量の変動によるコスト負担の変動※4	○	△
	売電収入変動リスク	ごみ質・量の変動に伴う売電収入の減少	○	
		電力会社の単価変更による売電収入の変動	○	
		事業者の事由による売電収入の変動		○
	処理不適物混入リスク	搬入されるごみ等に処理不適物が混入していた場合のコスト増大 （事業者の善良なる維持管理の注意義務をもって排除できない場合）	○	
		事業者の善管注意義務違反の場合		○
	運営費増大リスク	組合の指示等による運営・維持管理費の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の要因による運営・維持管理費の増大（物価変動によるものは除く。）		○
	性能リスク	要求水準の不適合		○
	施設の契約不適合リスク	維持管理・運営期間中における施設の契約不適合に関するもの		○
	施設の性能確保リスク	事業終了後における施設の性能確保に関するもの		○

	施設損傷リスク	事業者に起因する事故・火災等による修復等にかかるコスト増大		○
		事業者に起因する施設・設備の老朽化、運営不備、警備不備による第三者の行為に起因するもの		○
		上記以外のもの	○	

(○:主負担、△:従負担)

※1　遅延理由が事業者に起因する場合は事業者負担

※2　一定程度までは事業者負担であり、それ以上は組合負担

※3　、※4　いずれの責にもよらない場合、事業者と本組合の協議により、費用負担その他必要な対応措置を決定する。

本リスク分担表は、本事業における基本的な考え方を示すものであり、詳細は入札公告時に各契約書(案)等において示す。
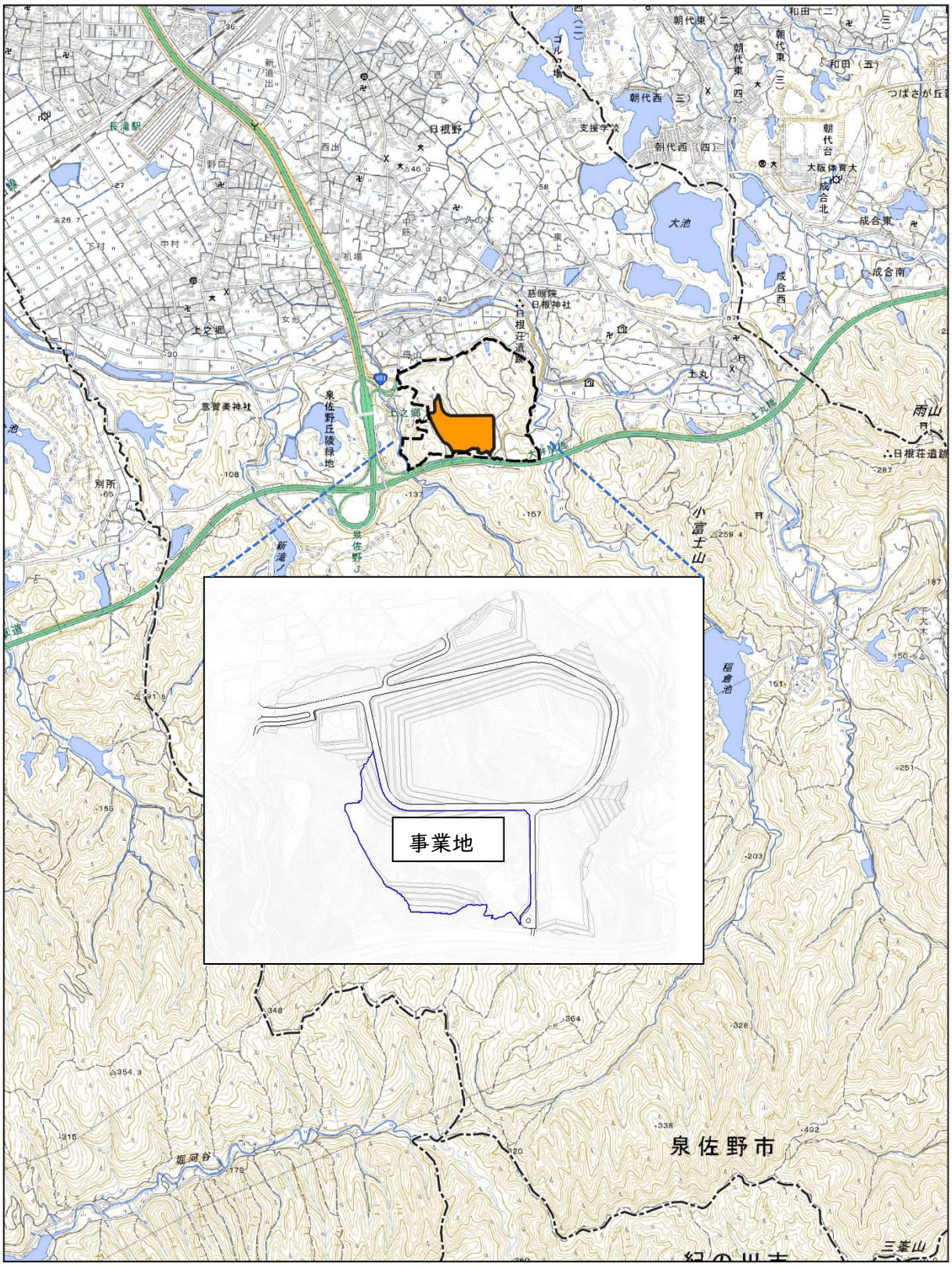
添付資料３　事業実施区域